

令和2年3月27日開会

第711回むつ市教育委員会

## < 目 次 >

議案第 1 号 むつ市外国語指導助手任用規則等を廃止する規則について（総務課）

議案第 2 号 むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する等の訓令について（総務課）

議案第 3 号 むつ市職員等の公益通報に関する要綱の一部を改正する訓令について（総務課）

議案第 4 号 むつ市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について（総務課）

議案第 5 号 むつ市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について（総務課）

議案第 6 号 むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則について（総務課）

## < 事務局からの報告事項 >

1. 令和 2 年度むつ市教育費予算の概要について（教育部長）
2. 第 2 4 3 回むつ市議会定例会の報告について（総務課）
3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について（総務課）
4. 「教職員の時間外労働等の縮減に関する指針」の一部改正について（総務課）

## < その他 >

## 議案第 1 号

むつ市外国語指導助手任用規則等を廃止する規則について

むつ市外国語指導助手任用規則等を廃止する規則を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 2 7 日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

### 提案理由

むつ市会計年度任用職員設置要綱の制定に伴い、関係する非常勤職員の設置規則等を廃止するためのものである。

## むつ市外国語指導助手任用規則等を廃止する規則

令和 2 年 3 月      日 公 布  
むつ市教育委員会規則第 2 号

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) むつ市外国語指導助手任用規則（平成 2 4 年むつ市教育委員会規則第 4 号）
- (2) むつ市スクールサポーター設置規則（平成 2 5 年むつ市教育委員会規則第 2 号）
- (3) むつ市小中一貫教育非常勤講師設置規則（平成 2 5 年むつ市教育委員会規則第 5 号）
- (4) むつ市教育相談員設置規則（平成 2 5 年むつ市教育委員会規則第 3 号）
- (5) むつ市自立支援相談員設置規則（平成 2 8 年むつ市教育委員会規則第 3 号）
- (6) むつ市社会教育指導員に関する規則（平成 2 5 年むつ市教育委員会規則第 8 号）
- (7) むつ市図書館奉仕員に関する規則（平成 2 5 年むつ市教育委員会規則第 9 号）

### 附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第2号

むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する等の訓令について

むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する等の訓令を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和2年3月27日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

### 提案理由

むつ市会計年度任用職員設置要綱の制定等に伴い、所要の条文整備を行うものである。



議案第2号参考資料

むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する等の訓令新旧対照表

改		正		案		現		行	
別表第2 個別専決事項 (第3条関係)									
課	項	部長	課長	課	項	部長	課長		
総務課	(略)			総務課	(略)				
	会計年度任用職員の任免				臨時職員の任免				
	(略)				(略)				
別表第4 決裁順位 (第7条関係)									
決裁権者		代決する者			決裁権者		代決する者		
(略)		第1順位	第2順位	第3順位	第1順位	第2順位	第3順位		
課長	グループを編制する課	主管するグループ アドバイザー	課長又は室長の 指定する順序 によるグループ アドバイザー又はサ ブアドバイザー		主管するグループ アドバイザー	主管するグルー プのサブアド ビ ー	課長又は室長の 指定する順序 によるグループ アドバイザー又はサ ブアドバイザー		
(略)					(略)				

議案第3号

むつ市職員等の公益通報に関する要綱の一部を改正する訓令について

むつ市職員等の公益通報に関する要綱を改正したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和2年3月27日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

会計年度任用職員設置要綱の制定に伴い、所要の条文整備を行うものである。

むつ市職員等の公益通報に関する要綱の一部を改正する訓令

令和 2 年 3 月      日 公 表  
むつ市教育委員会訓令甲第 2 号

むつ市職員等の公益通報に関する要綱（むつ市教育委員会訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号イを次のように改める。

イ 地方公務員法第 2 2 条の 2 に規定する会計年度任用職員

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第3号参考資料

むつ市職員等の公益通報に関する要綱の一部を改正する訓令新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員等 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員等 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>むつ市臨時職員等管理規程(平成7年むつ市訓令甲第1号)第2条第1号に規定する臨時職員及び同条第2号に規定する非常勤職員</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>

## 議案第4号

むつ市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

むつ市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則を改正したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和2年3月27日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

### 提案理由

教職員の公務旅行及び私事旅行等に係る届出要件の見直しにより、教職員の負担軽減を図るためのものである。

むつ市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

令和 2 年 3 月 日 公布  
むつ市教育委員会規則第 3 号

むつ市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和 4 3 年むつ市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「前項の」の次に「宿泊を伴う」を加える。

第 2 6 条第 2 項中「県外出張又は 5 日以上にわたる出張及び所属職員の 7 日以上にわたる出張」を「5 日以上にわたる県外出張」に改める。

第 2 7 条中「職員」を「校長」に、「5 日以上」を「8 日以上」に改め、「わたって」の次に「外国へ」を加え、「校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第4号参考資料

むつ市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(校外行事) 第6条 (略) 2 校長は、前項の<u>宿泊を伴う校外行事</u>を実施する場合は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならぬ。 (出張) 第26条 (略) 2 前項の場合において、校長の<u>5日以上にわたる県外出張</u>はあらかじめ、教育長に届け出なければならぬ。 (私事旅行) 第27条 <u>校長は、私事により8日以上にわたって外国へ旅行する場合には、あらかじめ、用務地及び日程を記載の上、教育長に届け出なければならぬ。</u></p>	<p>(校外行事) 第6条 (略) 2 校長は、前項の校外行事を実施する場合は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならぬ。 (出張) 第26条 (略) 2 前項の場合において、校長の<u>県外出張又は5日以上にわたる出張及び所属職員の7日以上にわたる出張</u>はあらかじめ、教育長に届け出なければならぬ。 (私事旅行) 第27条 <u>職員は、私事により5日以上にわたって旅行する場合には、あらかじめ、用務地及び日程を記載の上、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に届け出なければならぬ。</u></p>

## 議案第 5 号

むつ市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について

むつ市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 2 7 日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

### 提案理由

民法の一部を改正する法律の施行により、教職員住宅へ入居するために必要な連帯保証人を廃止するためのものである。

## むつ市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

令和 2 年 3 月 日 公布  
むつ市教育委員会規則第 4 号

むつ市教職員住宅管理規則（昭和 3 9 年むつ市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「保証人 2 人の連署する」を削る。

第 8 条第 2 項を削る。

第 1 7 条第 4 号を削り、同条第 5 号中「様式第 5 号」を「様式第 4 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 6 号中「様式第 6 号」を「様式第 5 号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 7 号中「様式第 7 号」を「様式第 6 号」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 8 号中「様式第 8 号」を「様式第 7 号」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 9 号中「様式第 9 号」を「様式第 8 号」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 1 0 号中「様式第 1 0 号」を「様式第 9 号」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 1 1 号中「様式第 1 1 号」を「様式第 1 0 号」に改め、同号を同条第 1 0 号とし、同条第 1 2 号中「様式第 1 2 号」を「様式第 1 1 号」に改め、同号を同条第 1 1 号とし、同条第 1 3 号中「様式第 1 3 号」を「様式第 1 2 号」に改め、同号を同条第 1 2 号とする。

様式第 3 号を次のように改める。

様式第3号（第17条関係）

年 月 日

むつ市教育委員会教育長 様

住 所  
入居者氏名



請 書

年 月 日付けむ教総第 号をもってむつ市教職員住宅の入居を承認されましたが、住宅の使用に当たっては規則その他教育委員会の指示を遵守します。

記

住 宅 の 所 在 地	
住 宅 の 種 類	第1種 住宅
住宅の名称及び番号	住宅 教 第 号
入 居 年 月 日	年 月 日
住 宅 の 構 造	木造1棟 床面積 平方メートル
入 居 料	月額 円

様式第4号を削る。

様式第5号を様式第4号とし、様式第6号から様式第13号までを1号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第5号参考資料

むつ市教職員住宅管理規則の一部改正する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(入居の手続)</p> <p>第8条 住宅入居の承認を受けた者は、承認の日から7日以内に請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(申請書、許可書等の様式)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる申請書、許可書等の様式は、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) むつ市教職員住宅損傷(破損)報告書(様式第4号)</p> <p>(5) むつ市教職員住宅不在届(様式第5号)</p> <p>(6) むつ市教職員住宅同居許可申請書(様式第6号)</p> <p>(7) むつ市教職員住宅同居許可書(様式第7号)</p> <p>(8) むつ市教職員住宅模様替え等増築工事許可申請書(様式第8号)</p> <p>(9) むつ市教職員住宅模様替え等増築工事許可書(様式第9号)</p> <p>(10) むつ市教職員住宅明渡し請求書(様式第10号)</p> <p>(11) むつ市教職員住宅返還届(様式第11号)</p> <p>(12) むつ市教職員住宅係員証(様式第12号)</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第8条 住宅入居の承認を受けた者は、承認の日から7日以内に保証人2人の連署する請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 入居者が前項の保証人を変更しようとするときは、保証人変更届を教育委員会に提出して承認を受けなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(申請書、許可書等の様式)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる申請書、許可書等の様式は、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保証人変更届(様式第4号)</p> <p>(5) むつ市教職員住宅損傷(破損)報告書(様式第5号)</p> <p>(6) むつ市教職員住宅不在届(様式第6号)</p> <p>(7) むつ市教職員住宅同居許可申請書(様式第7号)</p> <p>(8) むつ市教職員住宅同居許可書(様式第8号)</p> <p>(9) むつ市教職員住宅模様替え等増築工事許可申請書(様式第9号)</p> <p>(10) むつ市教職員住宅模様替え等増築工事許可書(様式第10号)</p> <p>(11) むつ市教職員住宅明渡し請求書(様式第11号)</p> <p>(12) むつ市教職員住宅返還届(様式第12号)</p> <p>(13) むつ市教職員住宅係員証(様式第13号)</p>

様式第3号（第17条関係）

年 月 日

むつ市教育委員会教育長 様

住 所  
入居者氏名



請 書

年 月 日付けむ教総第 号をもってむつ市教職員住宅の入居を承認されましたが、住宅の使用に当たっては規則その他教育委員会の指示を遵守します。

記

住 宅 の 所 在 地	
住 宅 の 種 類	第1種 住宅
住宅の名称及び番号	住宅 教 第 号
入 居 年 月 日	年 月 日
住 宅 の 構 造	木造1棟 床面積 平方メートル
入 居 料	月額 円

様式第3号（第17条関係）

年 月 日

むつ市教育委員会教育長 様

住 所  
入居者氏名 ㊟

請 書

年 月 日付けむ教総第 号をもってむつ市教職員住宅の入居を承認されましたが、住宅の使用に当たっては規則その他教育委員会の指示を遵守します。

記

住 宅 の 所 在 地	
住 宅 の 種 類	第1種 住宅
住宅の名称及び番号	住宅 教 第 号
入 居 年 月 日	年 月 日
住 宅 の 構 造	木造1棟 床面積 平方メートル
入 居 料	月額 円

私は、上記の教職員住宅の入居者 \_\_\_\_\_ の連帯保証人として、入居者の住宅使用に係る入居料その他の債務について入居者と連帯して履行します。

連帯保証人 \_\_\_\_\_ ㊟

住 所

連帯保証人 \_\_\_\_\_ ㊟

住 所

## 議案第6号

むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則について

むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則について、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和2年3月27日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

### 提案理由

公の施設に係る指定管理者の選定に係る事務を財務部施設経営戦略課へ補助執行するためのものである。

## むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

令和 2 年 3 月 日 公布  
むつ市教育委員会規則第 5 号

むつ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 21 年むつ市教育委員会規則第 7 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、市長の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行について必要な事項を定めるものとする。

（補助執行）

第 2 条 次の各号に掲げる事務は、当該各号に定める者に補助執行させる。

- (1) 転入・転居に伴う転入学通知事務に関する事項 民生部市民課の職員
- (2) 公の施設に係る指定管理者の選定事務に関する事項 財務部施設経営戦略課の職員

（補助執行事務の専決等）

第 3 条 補助執行事務の専決及び代決については、むつ市教育委員会事務専決代決規程（平成 21 年教育委員会訓令甲第 2 号）の例による。

（その他）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、補助執行に関し必要な事項は、教育委員会が市長と協議して別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 2. 第243回むつ市議会定例会報告 会期：2月19日(水)～3月13日(金)

### 1. 一般質問 2月28日(金)～3月3日(火)

#### 質問者 1番 佐藤 武 議員

質問事項：1. 医療的ケア児について

(4)小・中学校での受け入れ実績と市の対応及び今後の支援について

2. 言語発達遅滞児について

(1)発達の遅れをどのように把握しているか

(2)ことばの教室について

#### 【答弁概略】

1. 医療的ケア児について

(4)小・中学校での受け入れ実績と市の対応及び今後の支援について

小・中学校での医療的ケア児の受け入れ実績については、平成29年度に小学校に入学した児童1名となっている。

市教育委員会では、児童の入学に併せて、医療的ケアを実施するための手続き等を示した実施要綱を策定し、実際に医療行為を行う市内の訪問看護事業所との委託契約により、学校における医療的ケアの実施体制を整備した。

現在は、対象者はいないが、今後も医療的ケアが必要な児童が入学した際は、関係機関と連携しながら適切に対応していく。

2. 言語発達遅滞児について

(1)発達の遅れをどのように把握しているか

(2)ことばの教室について

第二田名部小学校に設置されております「ことばの教室」は、「通級指導教室」として通級による指導を行っている。

今年2月現在、通級している児童は23名であり、学校教育法施行規則の一部改正により、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者についても通級による指導を行うことができることとなった平成18年度から、おおよそ20名前後で推移している。

また、現在、指導に当たっている教員数は、通級児童数に対する配置が2名、県の研究協力校としての増配置が1名の計3名となっている。

なお、指導に当たる教員は特に資格等を有する必要はなく、第二田名部小学校の教員が児童一人一人の困難を改善・克服し、自立を図ることができるよう努めている。

**質問者 14番 原田敏匡 議員**

質問事項：2. 新型コロナウイルス感染症対策について  
(2) 市の対策状況について

**【答弁概略】**

**【再質問】 児童生徒にコロナウイルス感染が確認された際の学校の対応は**

市内の小中学校の児童生徒に新型コロナウイルスの感染を確認した場合の対応については、文部科学省より現時点の考え方として、次のとおり示されている。

感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状が出ている状況で登校していた場合には、学校の設置者は、学校保健安全法第20条に基づく学校の一部又は全部の臨時休業を速やかに行い、臨時休業規模及び期間については、県等と十分相談することとされている。

市教育委員会といたしましては、本通知に基づき、関係機関等と十分に連携し対応していく。

**質問者 6番 佐藤広政 議員**

質問事項：1. 教育行政について  
(1) 小学校の英語授業について  
(2) 小学校の「プログラミング教育」について  
(3) ICT化について

**【答弁概略】**

**1. 教育行政について**

**(1) 小学校の英語授業について**

来年度から、5・6年生の外国語活動が外国語科という教科に変わり、中学校のように読んだり書いたりする学習が加わることに備え、市教育委員会の主催する研修講座を通して、3年前から継続的に指導方法を研修している。

また、外国語活動が3・4年生からの実施になることに備え、外国語指導助手、いわゆるALTを2名増員し、合計4名を市内の各小学校に派遣することで、外国人の生の英語に触れながら学習できる機会を増やすとともに、ALTの授業力向上のための研修も行っている。

さらには、各小学校でも校内での研修や教材の作成を進めるとともに、新たに採用される英語の教科書に加えてデジタル教材を準備している。

このように、様々な準備を進めることで、児童が英語に親しみ、確かな学力を身につけて中学校へ進学できるよう努めている。

**【再質問】**

**①英語専科の教員の配置はどうなっているか**

⇒英語専科教員については、教員の増配置となる加配要望により、認められた場合、配置されることとなっており、教育委員会では、来年度、配置されるよう青森県教育委員会に対し、要望している。

## (2) 小学校の「プログラミング教育」について

今年度、市内全小・中学校のコンピュータ教室に設置しているパソコンを、持ち運びが可能なタブレットに入れ替え、その際、プログラミング教育用のソフトを全ての小学校に導入している。

また、プログラミングを体験しながら論理的に考える力を育むための授業づくりを狙いとした、プログラミング教育講座を新設し、指導経験豊かな講師を招き、教職員を対象に研修会を実施している。

具体的な授業例としては、小学校算数の正三角形を書く授業では、定規やコンパスを用いて書く場合に比べ、コンピュータを用いると簡単かつ正確に書くことができるだけでなく、正五角形や正六角形なども書くことができることを体験する。角度などの設定を試行錯誤する過程を通して、論理的思考力を身に付けることが可能となる。

このような実践例を参考に、各小学校では、児童の実態等に応じて学年や教科を設定し、実施することとなる。

## (3) ICT化について

現在、市内小・中学校のコンピュータ教室に総数で627台のタブレットを整備し、コンピュータ教室においては、パソコンの基本的な操作方法をはじめ、情報モラルや情報セキュリティ等に加え、プログラミング学習など有効に活用されている。

校務支援システムの導入については、文部科学省が平成30年度に公表した、統合型校務支援システムの手引きによると、成績処理、出欠管理、時数管理、健康診断票、指導要録等の作成を集約した統合型校務支援システムの整備率は、政令指定都市では80%、中核市では57%、その他の市では28%、町村では17%となっている。

今後は、当市においても、教職員の働き方改革をさらに進めていくために、統合型校務支援システムの導入に向けて調査を重ねていく。

### 【再質問】

①「学校でのICTを利用した授業が円滑に進むように、教員や児童生徒のICT支援員」の設定もできると聞いている。ICT支援員の配置等はどうなっているか。

⇒現在のところ、ICT支援員は配置していない。今後のICT環境整備と併せてICT支援員の配置についても、検討していく。

②普通教室のWi-Fi環境についてどう思うか

⇒タブレットを有効活用するために、必要な環境条件であるが、全校に整備する予定で検討している。

**質問者 7番 濱田 栄子 議員**

質問事項：3. 教育行政について

- (1) 令和という新たな時代を迎え、子供達がたくましく生き抜くため、どのような能力の強化が必要と思うか

**【答弁概略】**

3. 教育行政について

- (1) 令和という新たな時代を迎え、子供達がたくましく生き抜くため、どのような能力の強化が必要と思うか

教育委員会では、むつ市の教育課題の解決に向け、市内全小・中学校が同じ方向で教育活動を推進できるよう、むつ市教育プランにおいて、「郷土を愛し、夢の実現に向けて主体的に未来を切り開く人づくり」を推進目標として掲げている。

この実現のために特に強化したいと考える能力は、思考力・判断力・表現力と学びに向かう力である。

変化が激しいこれからの時代では、自ら問題を発見し、その解決のために持っている知識を積極的に活用し、他者と協働し合っていく主体的な態度が求められている。

また、将来の生き方に夢をもち、自分の生き方を考え、自らの能力を伸ばしていけるような態度も必要である。

このような力を強化していくことで、それに付随して人間関係を形成していく力や粘り強さ、自らの健康や安全を守る力なども身につけ、最終的に知・徳・体の調和の取れた子どもたちを育成できるものと考えている。

また、ジオパーク体験活動やキャリア教育等により、文化や伝統などの地域資源、そして、人々の生き方などについて学び、子供達にふるさとむつ市への愛着と誇りを育む教育を推進しているところであり、地域に根ざした特色ある教育活動を展開し、これからの時代をたくましく生き抜く能力の育成に努めている。

**【再質問】**

- ①たくましく生き抜くために必要な能力を身につけさせるため、各学校では具体的にどのようなことに取り組んでいるか。

⇒総合的な学習の時間では、地域の歴史や文化をテーマに自分たちで探究したい課題を設定して調べ、まとめたことを地域の方々に発表している。

中には、学習したことをもとに、むつ市を訪れる観光客を案内したり、修学旅行先で現地の人々に地域のことを紹介している学校もある。

また、いじめや健康についての課題では、グループや全体で話し合い、自分たちで解決策を考え、実行している。

話し合いに地域の方を交えて意見交換したり、小中一貫教育のよさを生かして、小学生と中学生と一緒に考える機会を設定している学校もある。

**質問者 2番 工藤祥子議員**

質問事項：1. 公共施設等に関わるグリホサート成分等について

(1) 発がん性の高い除草剤（グリホサート成分を含む）の学校・公園等での使用について

質問事項：2. むつ市の農業について

(1) 学校給食における地元産の割合について

**【答弁概略】**

1. 公共施設等に関わるグリホサート成分等について

(1) 発がん性の高い除草剤（グリホサート成分を含む）の学校・公園等での使用について

令和元年度において、学校敷地内でグリホサートを含む除草剤を使用した小中学校は、22校のうち12校となっている。

グリホサートは、国の食品安全委員会において、農薬としての使用方法を遵守する限り、人に対する健康へのリスクはないと評価されている。各学校では、適切に使用されており問題はないものと認識しているが、今後、より安全・安心な施設の管理に努めていく。

2. むつ市の農業について

(1) 学校給食における地元産の割合について

青森県が実施した平成30年度学校給食における地元食材の使用状況調査では、市内の給食食材の使用割合は、むつ市産が0.9%、約4.7トン、県内産が56.3%、約303.6トン、国内産が23.7%、約127.9トン、輸入品等が19.1%、約103.5トンとなっている。

このうち米の使用量は、約45.5トン、うちむつ市産が、0.09%、43kgとなっている。

むつ市産の食材の使用量については、青森県学校給食会との協議の結果、令和2年度の米穀については、4月から11月に納入される米穀について、むつ市産を提供をしていただけることになった。

12月以降も、令和2年度の出荷量等により変動しますが、可能な限り対応するとのこと。

**【再質問】**

①令和2年度から、むつ市産の米使用割合が増えるとの話を耳にしたがどのようになるのか。また、割合を増やすために教育委員会でどのような取り組みを行ったのか。

⇒むつ市産の食材の使用量について、青森県学校給食会と協議を進めてきたが、令和2年度の米穀については、4月から11月に納入される米穀について、むつ市産を提供をしていただけることになった。

12月以降についても、令和2年度の出荷量等により変動するが、可能な限

り対応するとの話もいただいている。

**質問者 19番 住吉年広 議員**

**質問事項：2. 教育行政について**

- (1) 教職員の防災教育が現状どのように取り組まれているのか
- (2) 教職員への防災士取得について

**【答弁概略】**

**2. 教育行政について**

**(1) 教職員の防災教育が現状どのように取り組まれているのか**

年々増え続けている自然災害から子どもたちの生命を守るため、各学校では県教育委員会主催の学校安全教室指導者研修会に毎年必ず職員を派遣し、研修内容を各校で伝達することで、各学校の安全管理体制を常に見直すとともに、教職員の学校安全に係る資質向上を図っている。

また、各学校では学校安全全体計画に基づき、日頃より校内の安全点検や通学路点検の実施、台風や地震などの様々な自然災害を想定した避難訓練や、保護者への引き渡し訓練を実施するなど、災害時に児童生徒が自ら必要なことを考え、自分の身を守る意識を高めるための取組をしている。

**(2) 教職員への防災士取得について**

防災士の資格を取得することで、災害時に、よりの確な対応がとれるようになることが期待できるが、学校では、すべての児童生徒が安全に学校生活を送れるよう、市教育委員会から全小中学校の全学級に配付している危機管理マニュアルに沿って、迅速で的確な指導ができるよう年間を通じて安全管理体制の充実に努めている。

**質問者 13番 佐賀英生 議員**

**質問事項：2. 改正児童虐待防止法について**

- (1) 4月施行の親権者や里親らによる体罰禁止規定について

**【答弁概略】**

**2. 改正児童虐待防止法について**

**(1) 4月施行の親権者や里親らによる体罰禁止規定について**

児童虐待防止法第5条及び第6条におきまして、学校や教職員に求められる主な役割は、「虐待の早期発見に努めること」、「虐待を受けたと思われる子どもについて、市町村や児童相談所へ通告すること」などが示されている。

教育委員会ではこれまでも、国や各関係機関からの通知や手引き等を各学校に周知すると共に、市教育委員会作成の学校危機管理マニュアルを、市内全小・中学校の全学級に配付し、児童虐待発見のための18項目のチェックリストを設け、日常の児童生徒の変化や言動などに着目し、虐待の早期発見と違和感を敏感に感じ取れるよう、きめ細かな観察に徹している。

また、学校では、SOSのサインに気づいた時には、管理職を中心に情報収集と情報共有を図り、迅速な対応を行っている。

その際、虐待の疑いがあると判断した場合には、児童相談所や警察署へ通告し、虐待を受けている児童生徒を絶対を守るという意志で関係機関と連携し対応している。

**質問者 16番 浅利 竹二郎 議員**

質問事項：3. インフルエンザを含む感染症対策について

(3) 今冬のインフルエンザによる学年・学級閉鎖の実態及び閉鎖の判断基準は

質問事項：4. むつ市ジュニア大使派遣事業について

(1) グローバル人材育成の観点から、この事業をどう評価しているか

(2) この度の訪問に市長が同行したが、その理由は何か

(3) 今回の訪問で、どのような課題が見え、今後、どう取り組むのか

**【答弁概略】**

3. インフルエンザを含む感染症対策について

(3) 今冬のインフルエンザによる学年・学級閉鎖の実態及び閉鎖の判断基準は

今年度の学年・学級閉鎖の状況については、学年閉鎖が小学校で3件、学級閉鎖が小学校6件、中学校2件となっている。

学年・学級閉鎖の判断基準については、学校保健安全法第20条の規定に「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部、又は一部の休業を行うことができる。」とある。

市教育委員会では、学校内でのインフルエンザの罹患者、及び欠席者が増加してきた際に、学校長が学校医と相談の上、必要に応じて学年・学級を閉鎖することとしている。

**【再質問】**

①学年・学級閉鎖等により学校内に混乱をきたしていないか。(授業時数確保の観点)

⇒各学校では、年間を通じた教育課程の編成段階において、このような状況も考慮し、授業時数を確保しているため、大きな影響はない。

4. むつ市ジュニア大使派遣事業について

(1) グローバル人材育成の観点から、この事業をどう評価しているか

本事業は、中学生が国際交流を通して友好親善に努め、グローバル社会で活躍できる人材を育成することを目的としている。

選考会で選ばれたジュニア大使は、事前研修会を通じて英会話や現地の環境などを学ぶとともに、むつ市のまちづくりの取り組みや、日本文化紹介をまとめ、ポートエンジェルズ市のスティーブン中学校での発表や、ホームステイを通じて、現地の方々との交流を行っている。

また、帰国後は、現地で体験したことを報告会で紹介するなど、これらの活動を通じて、積極的に自国の文化や、自分の考えを英語で表現しながら交流を深め、異文化を理解し、困難なことに果敢に挑戦する力を育てている。

このように国際交流の一翼を担う本事業は、多様な考え方を理解し合い、ともに生きていく力を身につける大変有意義なものであり、グローバル人材としての基礎が養われたものと思っている。

## (2) この度の訪問に市長が同行したが、その理由は何か

今年度は、姉妹都市の盟約締結から25年の節目にあたることから、ポートエンジェルズ市長や教育長、及びこれまで尽力いただいたペニンシュラ国際関係協会をはじめとする関係者への御礼と、姉妹都市交流について改めて認識を深め、更なる友好と親善を図るために同行したものである。

## (3) 今回の訪問で、どのような課題が見え、今後、どう取り組むのか

本事業は、長きにわたる姉妹都市としての友好な関係のもと、むつ市の生徒を温かく受け入れていただくことで成り立ってきた経緯がある。

事業を継続するにあたり、ペニンシュラ国際関係協会や関係団体、ホームステイ先に対しても、過度な御負担にならないよう、むつ国際交流協会からの助言をいただきながら、事業を構築していくことが喫緊の課題であると認識している。

### 【再質問】

#### ①派遣事業への参加希望者及び選考基準は

⇒今年度の参加希望者は27名であり、その中から10名を選考したところである。選考については、面接と作文により、ジュニア大使としての使命感、語学力、コミュニケーション能力及び異文化に対する探究心などを選考基準としている。

#### ②帰国後の感想文に、総論としてどのような所見が示されているか

⇒生徒の感想文には、「気づかぬうちに英語で自分の意思を伝えている自分に驚きました。」「海外で直接英語で交流することは、自分を変える貴重な経験だと思いました。」また、「これから学んだことを、多くの人に伝え、自分の将来に生かすとともに、今後の両市の良い姉妹都市関係に力を注ぎたい」など、体験を通じて生徒がとても成長していることが伝わる内容がたくさん記されている。

**2. 議案質疑 3月5日(木)**

**教育委員会関係**

- ・ 議案第6号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例  
※質疑なし

**3. 予算審査特別委員会 3月9日(月)**

**教育委員会関係**

⇒ 3月13日、原案可決

## 【報告】3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について

### 1. 時系列及び現状

- 2月27日（木）市・教育委員会から臨時休校措置実施要請
- 2月28日（金）臨時休校等の措置対応会議
- 3月 2日（月）臨時休校措置開始
- 3月 5日（木）小学校における臨時預かり開始（現在 5校19名の登録で運用）
- 3月10日（火）各小学校訪問（脇野沢中・川内中含む。）
- 3月17日（火）各中学校訪問
- 3月18日（水）「外出基本方針」通達
- 3月23日（月）合同会議
- 3月26日（木）休校最終日・臨時預かり最終日
- 3月27日（金）休校措置解除
- 4月 7日（火）入学式（予定）

### 2. 休校措置期間等について

#### ○終了日等

3月26日（木）を休校措置最終日とし、翌27日（金）からは春休み（学年末休業日・学年始休業日）。

### 3. 児童・生徒に関する事項

#### ○外出基準の設定について

3月18日に「児童生徒の外出基本指針について」を各学校に通達。

同日各学校から電子メール、郵送、電話等において各家庭宛てに通達。

基本的には、文部科学省が作成している「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業及び春季休業期間に関するQ&A」（以下「文科省Q&A」という。）に準拠した形での運用。

### 4. 教職員に関すること

#### ○勤務状況

原則、学校における勤務。

職員自身の安全・健康管理が求められ、罹患することがないように注意喚起。

### 5. 教育活動に関すること

#### ○春休みの過ごし方

休校措置の解除へ向けての取り組みを考えていく必要があり、休校解除後の不登校、登校渋りへのケアが必要となることが予想されるため、各学校の裁量により、休校期間中又は春休み中に生活リズムの回復及び健康状態の確認を目的とした出校日を設けるなど、子ども達の状況把握と対応の準備に努めるよう各校に要請。

## ○部活動について

3月19日に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から「新型コロナウイルス感染症対策の現状分析・提言」が発表されました。当該提言によると、「感染症が確認されていない地域では、学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを適切にそれらのリスクを判断した上で感染拡大のリスクの低い活動から実施してください。」とされております。よって、各学校の裁量により、「①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く範囲に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声を出来るだけ控える。」という集団感染を発生させないといった配慮等を行った上で、部活動の段階的实施を認める。

## ○入学式について

現時点において、国、県から明確な通知が発出されていないため、各学校においては入学式については各学校が設定した4月7日に実施されるものとして準備を依頼。

ただし、実施に際しましては、感染に留意すること。

## ○令和2年度全国学力・学習状況調査について

4月16日（木）の実施については取りやめが決定。

今後については、文科省において令和2年度中に実施するかどうかも含め、対応を協議するとのことである。

## 6. 罹患者が発生した場合

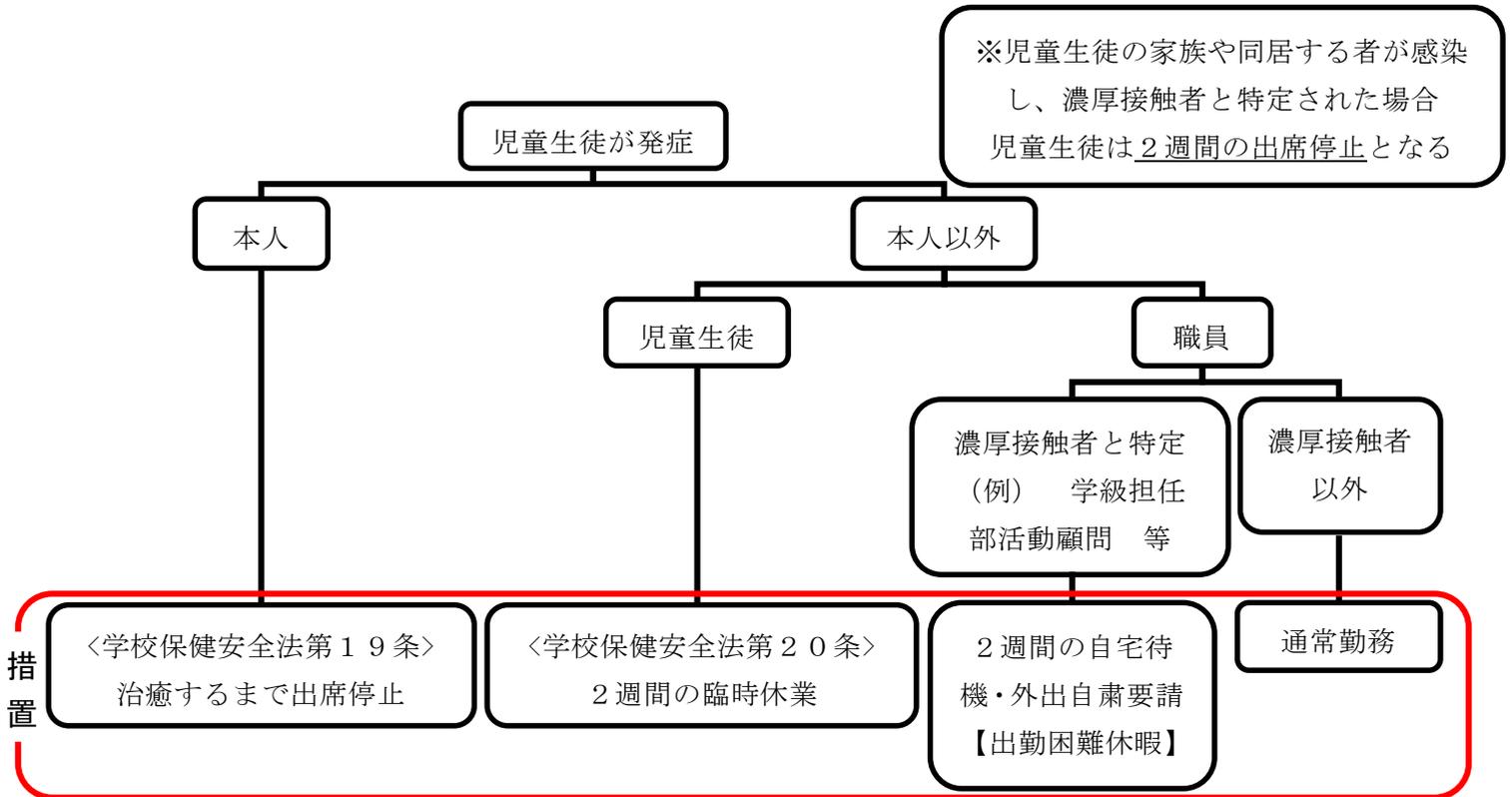
### ○休校等の措置について

児童生徒又はその家族が感染し又は濃厚接触者となった場合における出席の扱いについては次のとおりとする。

#### 【児童生徒が発症した場合】

①発症した児童生徒：出席停止（学校保健安全法第19条）

②発症した者以外の児童生徒：学校全部又は一部の臨時休業（学校保健安全法第20条）



### ○根拠法令等（原文のまま抜粋）

#### 学校保健安全法

##### 第19条 出席停止

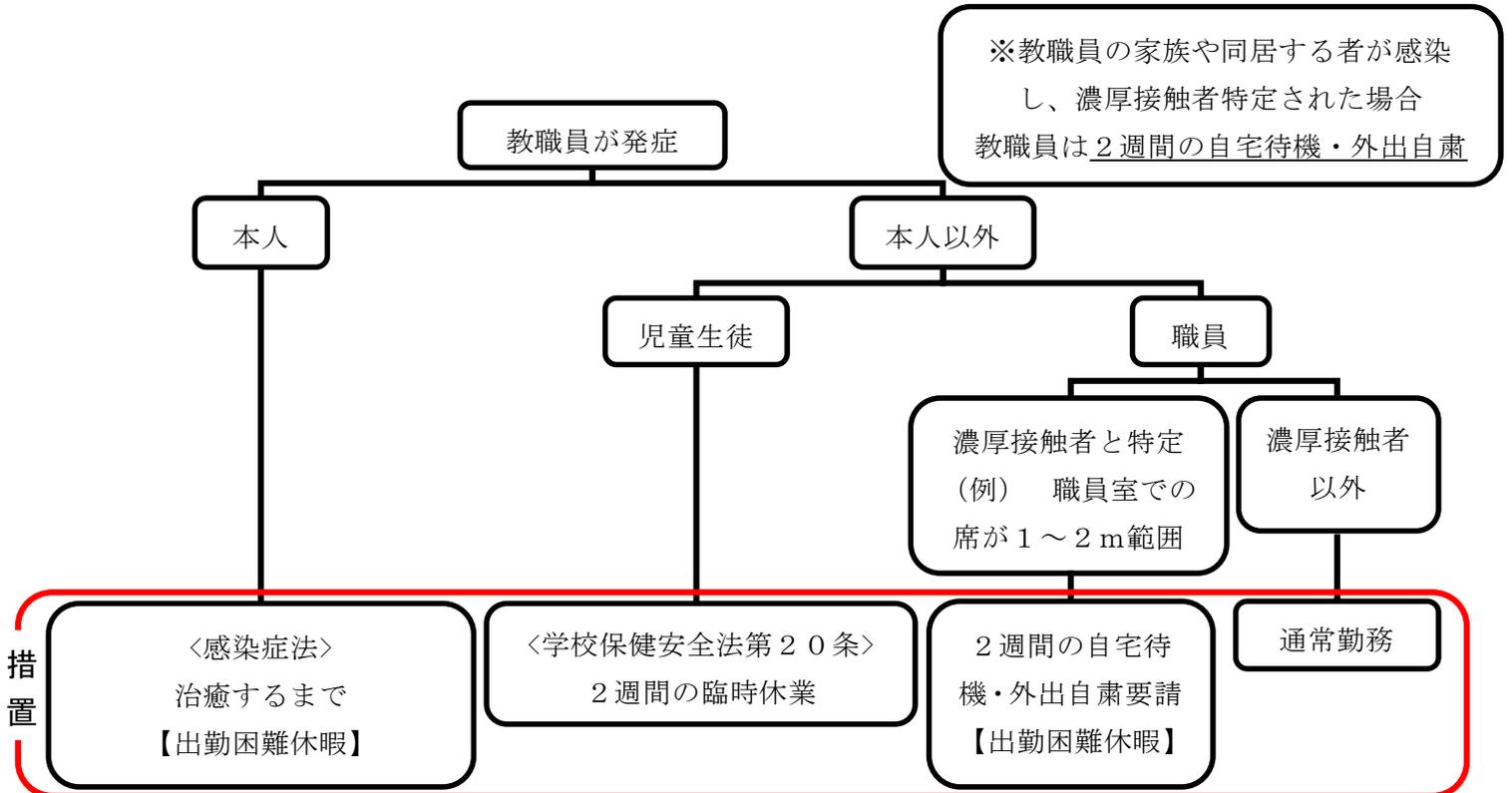
校長は、感染症にかかっているか、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

##### 第20条 臨時休業

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

【教職員が発症した場合】

- ①発症した教職員：就業制限（感染症法第18条）
- ②発症した者が所属する学校における児童生徒：学校全部又は一部の臨時休業（学校保健安全法第20条）



○根拠法令等（原文のまま抜粋）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第18条 就業制限

都道府県知事は、一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者に係る第十二条第一項の規定による届出を受けた場合において、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該者又はその保護者に対し、当該届出の内容その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知することができる。

前項に規定する患者及び無症状病原体保有者は、当該者又はその保護者が同項の規定による通知を受けた場合には、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務として感染症ごとに厚生労働省令で定める業務に、そのおそれなくなるまでの期間として感染症ごとに厚生労働省令で定める期間従事してはならない。

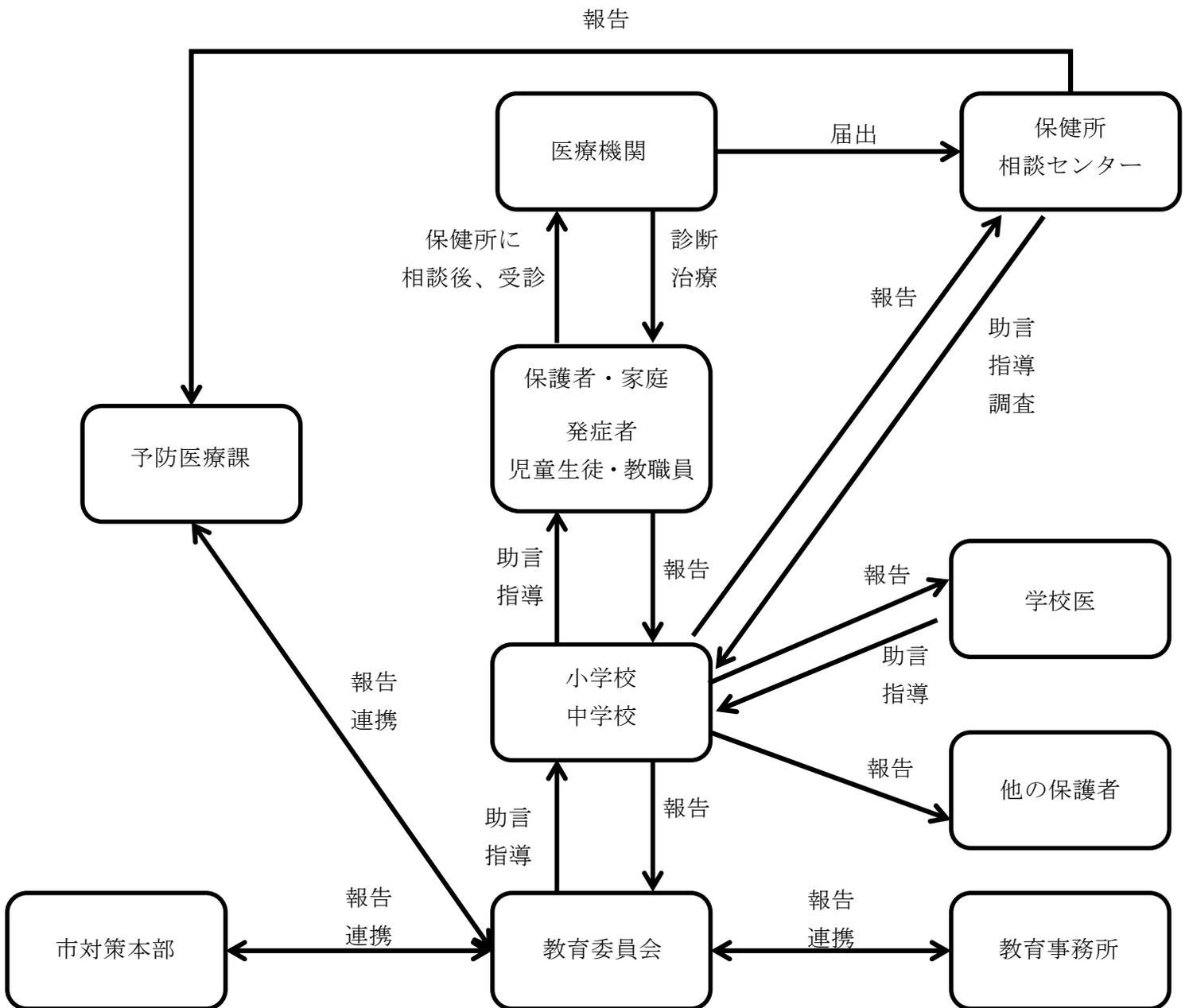
【補足】

児童生徒又は教職員が濃厚接触者として特定され、発症していない場合は、当該児童生徒及び教職員は、2週間の自宅待機外出の自粛をお願いします。児童生徒の取扱いについては出席停止とする。

なお、濃厚接触者以外の者は、通常登校（勤務）となるが、2週間の検温・健康観察は必ず行うこと。

○連絡体制について

新型コロナウイルス感染症発生時の連絡フローについては、次のように定める。



○小学校、中学校の対応

保護者又は教職員からコロナウイルスへの感染、発症に係る報告を受けた際は遅滞なく教育委員会、保健所、学校医に連絡すること。状況により臨時休業も考えられることから、他の保護者への報告もすることとする。

## 7. 給食について

### ○対応

現時点において、新年度の授業は、当初から通常どおり行う予定であるので、給食については各学校が必要とする時期から児童生徒に提供が出来るよう準備を進めるよう依頼。

状況に変化が生じ、再度給食の提供を停止することとなり、食材の処分等が生じた場合は、今回同様、市が補填する対応とする。

## 8. 修学旅行について

### ○対応

現時点において、4月に実施予定であった田名部中学校及び脇野沢中学校が延期を決定済み。

5月以降に計画している上記以外の学校においても、感染防止対策を最優先とし、今後の管内及び旅行先の感染リスク等を十分に見極め、実施または延期の判断をするよう依頼。

なお、むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部によれば、4月以降については、(少なくとも5月中は)現時点での発生状況や世界での深刻な現状から、子ども達への感染リスク、さらには当地域への感染症の持ち込みなどの危険が収束しているという目途がないため、延期することが望ましいとされている。

各学校の判断の一助としてほしい。

また、延期にかかる費用についても幅広く情報提供を依頼。

## 9. その他

### ○対応

- ・文部科学大臣からのメッセージにもあるように、今般の新型コロナウイルスを理由としたいじめや偏見は、決して許されることではありません。新年度へ向け、全国各地からむつ市内の小中学校への転入学が予想されます。住み慣れた地域や学校を離れて寂しい思いをしている子どもたちへ、適切な対応を講じていただきますよう、特段の配慮を依頼。
- ・各学校の裁量によった部活動の段階的実施の開始に伴い、学校施設の開放についても実施を認めることとした。ただし、利用者については、感染症対策を十分に行った上で活動するよう、市（市民スポーツ課）から通知する。
- ・休校措置に係る保護者・報道機関からの問い合わせ対応については、引き続き教育委員会が行う。
- ・学校衛生用品に関しては、各学校の要望を都度確認し、対応をしているところではあるが、全国的に品薄という状況もあり、代替品での対応など不便をかける部分もあるが、市・教育委員会といたしましては、子ども達の安全安心の確保に傾注する旨報告。

小中学校校長各位

むつ市教育委員会  
教育長 氏 家 剛  
(公 印 省 略)

**「教職員の時間外労働等の縮減に関する指針」の一部改正について**

このことについて、平成31年1月25日付け、文部科学省による「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の策定を受けて、本指針の一部を改正いたしました。

つきましては、本指針に基づき、校長の指導の下、引き続き時間外労働等の縮減につながるよう、可能な範囲での取組の実施をお願いいたします。

記

**【主な改正内容】**

○時間外労働等の上限の目安時間の設定

※上限時間の目安は、平成31年1月25日付け、文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」による。

○「教職員勤務時間記録簿」の活用等による時間外労働時間の管理

青森県立学校職員健康障害防止対策実施要綱及び同運用（平成20年4月1日施行）に基づく「教職員勤務時間記録簿」の活用等により、教職員自らが時間外労働時間の管理を行い、各自の健康管理等のさらなる意識高揚を図る。

以上

**【担当】**

事務局総務課総務・学務グループ 新田  
電 話 22-1111 (内線3116)

# 教職員の時間外労働等の縮減に関する指針

令和2年3月27日  
むつ市教育委員会

## 1 目的

この指針は、教職員が勤務時間以外に職務に関連する作業に従事することが、自身の心身の健康及び福祉に与える影響等を考慮し、勤務時間以外に職務に関連する作業に従事する時間（以下「時間外労働等」という。）の縮減の方策及びやむを得ず時間外労働等を行う場合の留意事項等を示すことによって、教職員の時間外労働等の縮減に資するものである。

## 2 時間外労働等の上限の目安

### (1) 上限の目安時間

- ① 1か月の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月25日付け文部科学省通知）における在校等時間（以下「在校等時間」という。）の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

### (2) 特例的な扱い

- ① 上記(1)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
- ② 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

ただし、災害や学校事情等により、やむを得ないと校長が判断した場合は、この限りでない。

## 3 時間外労働等縮減のための取組方策

### (1) 時間外労働等縮減に係る意識の啓発

#### ① 管理職による退校の声がけ

管理職は、時間外労働等をしている教職員の業務内容を確認し、できるだけ

早く業務を終了し、帰宅するよう声かけをすること。また、業務が終了しているのに学校にいることのないよう指導すること。

## ② 管理職による過重労働に対する意識の啓発

管理職は、教職員が月45時間以上の時間外労働等をした場合、教職員に過重労働になっているという意識を明確に持たせるとともに、対応策について話し合い検討すること。

## ③ 教職員相互連携の強化

教職員は、青森県立学校職員健康障害防止対策実施要綱及び同運用（平成20年4月1日施行）に基づく「教職員勤務時間記録簿」の活用等により、自らも時間外労働時間の管理を行い、自身の健康管理、維持増進ができるよう他の教職員と連携して業務に取り組むことに努め、過重労働を含めたストレス除去意識を高めること。

# (2) 計画的に勤務する意識の啓発

## ① 退校時刻の目標値の設定

教職員は、退校時刻の目標値を定め、計画的に業務を行うように努めること。

## ② 定時退校日の設定

毎週水曜日を定時退校日に設定し、できる限り勤務終了時刻の退校を目指すこと。定時退校日には管理職だけでなく、教職員も互いに声かけをし定時退校の意識を高めること。

## ③ 教職員の完全退校時刻の設定

校長は、完全退校時刻を設定し、計画的に業務を遂行する習慣を確立するよう努めること。

## ④ 「ノー部活デー」の設定

定時退校日及び週休日のいずれか1日を「ノー部活デー」として設定し、教職員及び児童生徒の心身の健康増進に努めること。

## ⑤ 年次有給休暇等の積極的な取得促進

校長は、教職員の年間を通じた計画的な休暇取得の推進に努めること。また、教職員が休暇を計画的かつ積極的に取得しやすい環境づくり、雰囲気づくりに努め、休暇取得の促進につなげること。

# (3) 業務の改善、廃止、縮減

## ① 学校行事等の精選及び実施時期の見直し

学校行事や取組などは、年間を通して計画的な運営を工夫するとともに、重要度に応じてランク付けするなどし、可能なものは、廃止、縮減や実施時期の見直しなどをし、ゆとりを持って業務を行えるよう努めること。

## ② 効率のよい会議運営

各種会議については、議案の精選、計画的な日程設定、資料の事前配付、小規模会議の時間割への組み込み、予定時間の設定をするなど、効率化に努めること。

### ③ 業務の平準化・適正化

各校務分掌において年間を通じて特定の教職員、分掌または時期に業務が集中しないよう、業務の平準化・適正化を図るため必要に応じて校内の応援体制を組むなど、弾力的・効果的な業務運営に努めること。

## 4 やむを得ず時間外労働等を行う場合の教職員の健康への配慮

- (1) 時間外労働等が連続・継続することは、教職員の心身の健康及び福祉に弊害を及ぼす恐れがあることから、校長は極力これを避けるよう努めること。また、校長は教職員の時間外労働等を一定期間認めざるを得ない場合（災害や学校事情によってやむを得ないと校長が判断した場合）は、必要最小限に止めるよう努めること。
- (2) やむを得ず教職員が継続して時間外労働等を行う場合（災害や学校事情によってやむを得ないと校長が判断した場合）は、校長は、交代制や作業の分担化など、具体的な手立てを講ずるとともに、教職員の健康状態の把握に十分努めること。



